

徳島県訓令第14号

庁 中 一 般  
東 部 各 局  
各 セン ター 等  
各 総合 県 民 局

徳島県全国知事会戦略本部設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和三年九月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県全国知事会戦略本部設置規程を廃止する訓令

徳島県全国知事会戦略本部設置規程（令和二年徳島県訓令第7号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和三年九月三日から施行する。